

『男女平等推進基本条例』の議員提出議案を可決しました

平成26年12月17日の本会議に、全議員による『男女平等推進基本条例』の議案を提出し、全会一致で可決しました。

今年度、会派を超えた意見交換会や条例案作成に向けた作業部会で議論を重ね、また、各会派における案文の検討も経て、条例案の提出・可決の運びとなりました。

男女平等推進基本条例の基本理念

区が男女平等を推進するにあたり、基本とする事項です。

(1) 男女が、性別による固定的な役割分担の意識に捉われることなく、その個性と能力を十分に発揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。

(2) 男女が、性別にかかわらず社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

(3) 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、性別による差別的な取扱いや暴力を根絶すること。

(4) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭、地域及び職場における活動の調和のとれた生活を営むことができること。

(5) 男女が、互いの性を理解し、尊重し合い、性と生殖に関する健康と理解を認め合い、共に健康な生活を営むことができること。

(6) 学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育の場において、男女平等社会を支える意識の形成に向けた取組が行われること。

(7) 国際社会及び国内における男女平等の推進に係る取組を積極的に理解すること。